

滋賀県文化財保存事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、滋賀県に所在する文化財の保存・活用等の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年 滋賀県規則第9号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象および補助率)

第2条 補助の対象となる事業および補助率は別表に定めるところによる。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助事業者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に知事が別に定める書類を添え、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付等の決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、申請書を受理した日から30日以内に交付の可否を決定し、交付の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の成果を記載した実績報告書（別記様式第2号）に知事が別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告書を提出するにあたり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第6条 規則第13条の規定による補助金の額の確定は、規則第12条の規定による実績報告があった日から起算して20日以内に行うものとする。

2 規則第13条の規定による補助金の額の確定において、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

(消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7条 補助事業者が、補助金の交付の申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(補助金に係る書類等)

第8条 補助事業者が知事に提出する書類は、次に掲げるものとし、提出期日は、知事が別に定めるところによる。

- (1) 着手報告書（別記様式第4号）
- (2) 補助金交付請求書（別記様式第5号）
- (3) 補助金変更交付申請書（別記様式第6号）
- (4) 補助金計画変更承認申請書（別記様式第7号）

付 則

この要綱は昭和52年1月4日から施行し、昭和51年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成27年2月23日から施行し、改正後の滋賀県文化財保存事業費補助金交付要綱の規定は、同日以後に額の確定を行う補助事業から適用する。

付 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

別表

補 助 対 象 事 業	補 助 率
(1) 保存修理 (2) 防災および保存施設 (3) 管理および環境整備 (4) 調査 (5) 記録作成 (6) 活用公開およびその施設 (7) 技術保存および伝承者養成 (8) 史跡等の買上げ	補助対象経費は、事業総経費を対象とし、 補助率は毎年度知事が定める。

令和2年度滋賀県文化財保存事業費補助金補助率

[国指定等文化財保存修理等補助関係]

補助対象種別		国制度根拠要項	県費補助率		備考	
建造物	保存修理等	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項	[国庫補助率適用範囲] [県費補助率]		年度補助金の補助上限額は、10,000千円とする。	
	防災施設		50% ~ 55% → 国庫補助残の20%			
美術工芸品	保存修理等	重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項	60% ~ 70% → 国庫補助残の25%			
	防災施設		75% ~ 85% → 国庫補助残の30%			
史跡・名勝・天然記念物	史跡	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項 重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項	[国庫補助率適用範囲] [県費補助率]			
			50% → 国庫補助残の20%	70% → 国庫補助残の25%		
	史跡等公有化	史跡等購入費国庫補助要項	[国庫補助率適用範囲] [県費補助率]			
	80% (4/5) → 国庫補助残の1/3	※ただし、財政力指数 0.7未満 0.5以上 → 国庫補助残の2/5 0.5未満 → 国庫補助残の1/2				
	名勝	保存修理等	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項 重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項	[国庫補助率適用範囲] [県費補助率]		
				50% → 国庫補助残の20%		70% → 国庫補助残の25%
	天然記念物	保存修理等	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項 重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項	[国庫補助率適用範囲] [県費補助率]		
50% → 国庫補助残の20%		[国庫補助率適用範囲] [県費補助率]				
保護増殖		天然記念物再生事業費国庫補助要項	50% → 国庫補助残の20%			
食害対策		天然記念物食害対策費国庫補助要項	[国庫補助率適用範囲] [県費補助率]			
2/3 → 国庫補助残の1/2	[国庫補助率適用範囲] [県費補助率]					
災害復旧	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項 重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項	70% → 国庫補助残の1/3 85% → 国庫補助残の1/3				
民俗文化財	調査	民俗文化財調査費国庫補助要項	[国庫補助率適用範囲] [県費補助率]			
	地域伝承活動	民俗文化財伝承・活用等事業費国庫補助要項	50% → 国庫補助残の20%以内			
	保存活用支援	民俗文化財伝承・活用等事業費国庫補助要項	[国庫補助率適用範囲] [県費補助率]			
	有形民俗文化財保存修理等	重要有形民俗文化財修理・防災事業費国庫補助要項 重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項	50% → 国庫補助残の30%以内			
選定保存技術	伝承者養成等	文化財保存技術保存事業費国庫補助要項	[国庫補助率適用範囲] [県費補助率]			
定額 → 定額10万円	[国庫補助率適用範囲] [県費補助率]					
美術工芸品	收藏庫設置	重要文化財等(美術工芸品・民俗文化財)保存活用整備事業費国庫補助要項	[国庫補助率適用範囲] [県費補助率]			
	50% ~ 55% → 国庫補助残の20%		60% ~ 70% → 国庫補助残の25%			
	收藏庫増改築		75% ~ 85% → 国庫補助残の30%			
伝統的建造物群	保存対策	伝統的建造物群保存対策費国庫補助要項	[国庫補助率適用範囲] [県費補助率]			
	保存修理等	重要伝統的建造物群保存地区保存等事業費国庫補助要項	50% → 国庫補助残の10% (市町が直接行う事業については補助は行わない。)			
3,000千円とする。	[国庫補助率適用範囲] [県費補助率]					

[県指定等文化財保存修理等補助関係]

補助対象種別		県費補助率	備考
建造物	保存修理	補助対象事業費の60% ※市町が事業主体の場合：50%	
	防災施設		
美術工芸品	保存修理等		
	防災施設		
	収蔵庫設置		
	収蔵庫増改築		
史跡	保存修理等		
名勝			
天然記念物			
民俗文化財	地域伝承活動		
	保存活用支援		

[埋蔵文化財発掘調査等補助関係]

補助対象種別	国制度根拠要項	県費補助率	備考
発掘調査	埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項	[国庫補助率適用範囲]	[県費補助率]
遺跡詳細分布調査		50%	→ 国庫補助残の1/2
出土遺物保存処理			

[指定文化財管理費補助関係]

補助対象種別	国制度根拠要項	県費補助率	備考
防災設備保守点検等	指定文化財管理費国庫補助要項	1/2	県指定文化財については、指定文化財管理費国庫補助要項および指定文化財管理費国庫補助取扱要領に準じて処理する。
差し茅、防蟻防虫、雪降り等小修理			
名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備			
燻蒸・殺虫			

[近江の名宝保存継承事業費補助関係]

補助対象種別	県費補助率	備考
建造物	補助対象事業費の60% 市町が事業主体の場合：50% 事業費が100万円（税抜）以下の場合：50%	県指定または県選択文化財に限る。 補助事業者は、マザーレイク滋賀応援基金充当事業であることを広報するものとする。
美術工芸品		
史跡		
名勝		
民俗文化財		

滋賀県知事

補助事業者 住所
名称、氏名

印

滋賀県文化財保存事業費補助金交付申請書

滋賀県文化財保存事業について、補助金 円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、この申請に当たり同規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業内容

3 補助事業の着手および完了予定年月日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

4 所要経費

本年度総経費 円

5 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 設計書（仕様書、積算書、設計図、写真等）

(3) 収支予算書

(4) 役員名簿（法人または団体の場合）

(5) 消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して申請する場合、消費税等仕入控除税額の積算内訳

滋賀県知事

補助事業者 住所
名称、氏名

印

滋賀県文化財保存事業費補助金交付申請書

滋賀県文化財保存事業について、補助金 円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、この申請に当たり同規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

記

1 補助事業の名称

国指定 県指定 文化財管理事業

2 補助事業内容

防災設備保守点検等

差し茅、防蟻防虫、雪降し小修理

名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備

燻蒸・殺虫

3 補助事業の着手および完了予定年月日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

4 所要経費

本年度総経費 円

5 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 設計書（仕様書、積算書、設計図、写真等）

(3) 収支予算書

(4) 役員名簿（法人または団体の場合）

(5) 消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して申請する場合、消費税等仕入控除税額の積算内訳

（注 選択肢がある項目については該当するものをチェックすること。）

様式第2号

番 号
年 月 日

滋賀県知事

補助事業者 住所
名称、氏名

印

滋賀県文化財保存事業実績報告書

年 月 日付け滋文保第 号で交付決定の通知があった滋賀県文化財保存事業について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の着手および完了年月日
着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 3 補助金の交付決定額と精算額
交付決定額 円
精算額 円
- 4 添付書類
 - (1) 収支精算書
 - (2) 補助事業の成果を証する書類および写真等
 - (3) 消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して報告する場合、消費税等仕入控除税額の積算内訳等

滋賀県知事

補助事業者 住所
名称、氏名

印

滋賀県文化財保存事業実績報告書

年 月 日付け滋文保第 号で交付決定の通知があった滋賀県文化財保存事業について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称
国指定 県指定 文化財管理事業
- 2 補助事業の着手および完了年月日
着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 3 補助金の交付決定額と精算額
交付決定額 円
精算額 円
- 4 添付書類
 - (1) 補助事業収支精算書
 - (2) 補助事業の成果を証する書類および写真等
 - (3) 消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して報告する場合、消費税等仕入控除税額の積算内訳等

(注 選択肢がある項目については該当するものをチェックすること。)

様式第3号

番 号
年 月 日

滋賀県知事

補助事業者 住所

名称、氏名

印

滋賀県文化財保存事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額相当額報告書

年 月 日付け滋文保第 号で交付決定の通知があった滋賀県文化財保存事業について、消費税等仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（年 月 日付け滋文保第 号による額の確定通知書）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額
金 円
- 3 消費税および地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3 - 2）
金 円
- 5 添付書類
3の消費税等仕入控除税額の積算内訳等

様式第4号

番 号
年 月 日

滋賀県知事

補助事業者 住所
名称、氏名

印

滋賀県文化財保存事業着手報告書

年 月 日付け滋文保第 号で交付決定の通知があった下記の補助事業に 年 月 日着手しましたので報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業の着手および完了予定年月日

着手 年 月 日
完了 年 月 日

様式第4号

番 号
年 月 日

滋賀県知事

補助事業者 住所
名称、氏名

印

滋賀県文化財保存事業着手報告書

年 月 日付け滋文保第 号で交付決定の通知があった下記の補助事業に 年 月 日着手しましたので報告します。

記

- 1 補助事業の名称
国指定 県指定 文化財管理事業
- 2 補助事業の着手および完了予定年月日
着手 年 月 日
完了 年 月 日

(注 選択肢がある項目については該当するものをチェックすること。)

様式第4号の2

番 号
年 月 日

滋賀県知事

補助事業者 住所
名称、氏名

印

滋賀県文化財保存事業事前着手報告書

下記の文化財保存事業に 年 月 日着手しますので報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業の着手および完了予定年月日

着手	年	月	日
完了	年	月	日

番 号
年 月 日

滋賀県知事

補助事業者 住所
名称、氏名

印

滋賀県文化財保存事業事前着手報告書

下記の文化財保存事業に 年 月 日着手しますので報告します。

記

- 1 補助事業の名称
国指定 県指定 文化財管理事業
- 2 補助事業の着手および完了予定年月日
着手 年 月 日
完了 年 月 日

(注 選択肢がある項目については該当するものをチェックすること。)

様式第 5 号

滋賀県文化財保存事業費補助金交付請求書
(概算払 精算払)

金 円

年 月 日付け滋文保第 号で 交付決定 額の確定の通知があつた滋賀県文化財事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第 15 条の規定により、請求します。

年 月 日

滋賀県知事

補助事業者 住所
名称、氏名

印

(滋賀県知事および県内市町長請求に係るものは、口座振込先欄の記入は不要です。)

口座振込先	金融機関名	<input type="checkbox"/> 口座名義が請求者住所氏名等と異なる場合は、下欄にも記入してください。(※口座名義が同じ場合、左欄の口座振込先のみ記載)	
	店舗名	口座名義	左記名義の口座に振り込んでください。 氏名(名称および代表者名、押印)
	口座種別	普通	当座
	口座番号		

(印)

(注 選択肢がある項目については該当するものをチェックすること。)

滋賀県知事

補助事業者 住所
名称、氏名

印

滋賀県文化財保存事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け滋文保第 号で交付決定の通知があった下記の事業について、その一部を変更し、補助金 円を 増額 減額 して交付されるよう、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
国指定 県指定 文化財管理事業
- 2 変更の理由

- 3 補助事業内容
(当初) (変更)

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|---------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 防災設備保守点検等 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 差し茅、防蟻防虫、雪降し小修理 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 燻蒸・殺虫 |

- 4 補助事業の着手および完了予定年月日

(当初) 着手	年	月	日
完了	年	月	日
(変更) 着手	年	月	日
完了	年	月	日

- 5 所要経費

本年度総経費 (当初)	円
(変更)	円

- 6 添付書類 (当初申請に対し変更した箇所のみ)

(注 選択肢がある項目については該当するものをチェックすること。)

滋賀県知事

補助事業者 住所
名称、氏名

印

滋賀県文化財保存事業費補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け滋文保第 号で県費補助金の交付決定の通知があつた滋賀県文化財保存事業について、下記理由によりその内容を変更し、事業を実施したいので計画変更承認申請書を提出します。

記

1 補助事業の名称

2 変更の理由

3 補助事業の着手および完了予定年月日

(当初) 着手	年	月	日
完了	年	月	日
(変更) 着手	年	月	日
完了	年	月	日

滋賀県知事

補助事業者 住所
名称、氏名

印

滋賀県文化財保存事業費補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け滋文保第 号で県費補助金の交付決定の通知があつた滋賀県文化財保存事業について、下記理由によりその内容を変更し、事業を実施したいので計画変更承認申請書を提出します。

記

1 補助事業の名称

国指定 県指定 文化財管理事業

2 変更の理由

3 補助事業内容

(当初) (変更)

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|---------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 防災設備保守点検等 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 差し茅、防蟻防虫、雪降し小修理 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 燻蒸・殺虫 |

4 補助事業の着手および完了予定年月日

(当初) 着手	年	月	日
完了	年	月	日
(変更) 着手	年	月	日
完了	年	月	日

(注 選択肢がある項目については該当するものをチェックすること。)